

令和5年度

## 『全国労働衛生週間(10/1～7)川崎北地区推進大会』開催



第74回全国労働衛生週間に先立ち「全国労働衛生週間川崎北地区推進大会」が9月8日(金)午後1時より川崎市高津市民館大ホールにて開催されました。(主催＝川崎北労働基準行政関係団体協議会、後援＝川崎北労働基準監督署)

第1部では陸上貨物運送事業労働災害防止協会川崎北分会の沖島副分会長による開会の辞、川崎北労働基準行政関係団体協議会の原会長のご挨拶に続き、川崎北労働基準監督署の渋谷署長が「神奈川県の最低賃金が1,071円から1,112円に41円UPしました。それにも関わらず、将来に不安を抱える人が従来の5割から8割に増え、ストレスを抱えている事が顕著です。ストレスチェックの結果を反映するとともに、過重労働対策やハラスメント対策を更に推し進めることが大事です。」とご挨拶されました。来賓の南宮前区長のご挨拶後、労働衛生優良事業場として3事業場に対し表彰状と記念品が授与されました。

続いて、川崎北労働基準監督署安全衛生課の吉田課長が、「全国労働衛生週間実施要項」「労働災害および業務上疾病の発生状況」「第14次労働災害防止計画の

概要」等について説明され、「特に最近の負傷において腰痛が過半であること、令和2年より疾病数がコロナ要因で増加していること、健康診断の有所見者率が6割以上であること、熱中症が平成30年以来の増加であること等」を強調されていました。その後、川崎市健康福祉局保険医療政策部の小林氏による「健康づくりの取り組み」についての説明があり、最後に川崎北地区木造建築工事等労働災害防止協議会の伊藤会長が本大会の大会宣言を読み上げ第1部は終了しました。

第2部では川崎幸病院 肝胆脾外科の原部長を講師にお招きし『胆のうと膵臓の病気について』と題した特別講演を開催しました。胆のうについては「胆石症や胆嚢炎の症状と治療方法」について、膵臓については「特に臓器別の5年相対生存率が極めて低い膵臓癌の症状と早期発見方法」について詳細にお話しいただきました。次に川崎市歯科医師会 産業歯科保健部の安井氏を講師にお招きし『歯科から考える生涯現役』と題した特別講演を開催しました。「自分の歯を生涯何本残せるかで健康寿命が大きく変わる」とのお話をいただき、「最低10本残せるかどうか大きなカギになる」とのお話もいただきました。「同じ人が健康な場合と病気がちで入院している場合でここまで生活が変わることを同じ人をモデルに対比させた」ご説明もいただきました。

最後に神奈川県社会保険労務士会川崎北支部の豊島支部長が閉会の辞を述べられ、本大会の幕を閉じました。



原会長



渋谷署長



吉田課長



南宮前区長

スローガン 目指そうよ二刀流 こころとからだの健康職場

### 【令和5年度 労働衛生優良事業場】

(左から)

- ◇福本製作所株式会社
- ◇三田調温工業株式会社
- ◇日本管財株式会社川崎営業所



# 川崎北労働基準監督署からのお知らせ

令和5年10月1日から神奈川県最低賃金

 **1,112** 円  
時間額 **41** 円 UP ↑



✓ 必ず チェック  
**最低賃金**  
✓ 使用者も ✓ 労働者も

神奈川県内の事業場で働く常用・臨時・パート・アルバイト等の雇用形態や呼称の如何を問わず、すべての労働者に適用されます。

賃金引上げに活用できる「業務改善助成金」の活用を！

**業 務 改 善 助 成 金**

「事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）」の引き上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。

お問合せ先→業務改善助成金コールセンター

☎0120-366-440（受付時間：平日8:30～17:15）

ご相談先 → 神奈川働き方改革推進支援センター

☎0120-910-090（受付時間：平日9:00～17:00）



## 令和5年 労働者死傷病報告受理状況（8月末現在）

| 業種          | 年 | 当 年<br>(令和5年) | 前年同期<br>(令和4年) | 増減数       | 増減率     |
|-------------|---|---------------|----------------|-----------|---------|
| 01 製造業小計    |   | 18            | 12             | 6         | 50.0%   |
| 02 鉱業小計     |   |               |                |           | -       |
| 03 建設業小計    |   | 40 (2)        | 31 (1)         | 9 (1)     | 29.0%   |
| 04 運輸交通業小計  |   | 34            | 39             | -5        | -12.8%  |
| 05 貨物取扱小計   |   | 2             | 4              | -2        | -50.0%  |
| 06 農林業小計    |   | 1             | 4              | -3        | -75.0%  |
| 07 畜産・水産業小計 |   |               |                |           | -       |
| 08 商業       |   | 72            | 70 (1)         | 2 -(1)    | 2.9%    |
| 09 金融広告業    |   | 3             | 1              | 2         | 200.0%  |
| 10 映画・演劇業   |   |               | 3              | -3        | -100.0% |
| 11 通信業      |   | 9             | 9              |           |         |
| 12 教育研究     |   | 11            | 4              | 7         | 175.0%  |
| 13 保健衛生業    |   | 154           | 416 (1)        | -262 -(1) | -63.0%  |
| 14 接客娯楽     |   | 21            | 27             | -6        | -22.2%  |
| 15 清掃・と畜    |   | 18            | 20             | -2        | -10.0%  |
| 16 官公署      |   |               |                |           | -       |
| 17 その他の事業   |   | 21 (1)        | 24             | -3 (1)    | -12.5%  |
| 合 計         |   | 404 (3)       | 664 (3)        | -260      | -39.2%  |

※各欄左側の数字は休業4日以上災害件数、右側（ ）内は死亡災害件数（内数）

不明な点は川崎北労働基準監督署までお問い合わせください。

電話044-382-3190

## 職長教育

7月3日、4日の2日間、東急テクノシステム（株）会議室にて「職長教育」を開催し、会員事業場より23名が参加しました。

安全衛生コンサルタントの阿部丈夫氏を講師にお迎えし、職長の役割をはじめとした作業中における監督・指導の方法、KYT活動やリスクアセスメントの実践に加え、講師の経験談も交えた研修会となりました。

職長教育とは、職長やその他の作業現場において労働者を直接、指揮監督する者に対して行う必要がある安全衛生教育です。事業者は新たにこれ

らの職務に就く者に教育を受けさせる必要があります。また、職長教育では、職長として作業員の安全と健康を確保するため、現場の進行管理や安全管理に必要な知識を習得することができます。



## 建設業における職長能力向上教育

7月7日に東急テクノシステム（株）会議室にて「建設業における職長能力向上教育」を開催し、会員事業場より35名が参加しました。

安全衛生コンサルタントの阿部丈夫氏による、職長の役割をはじめとした作業中における監督・指導の方法、KYT活動やリスクアセスメントの実践に加え、講師の経験談も交えた研修会となりました。

職長教育は労働安全衛生法第60条に基づいて開催するものです。建設業では、職長等の職務に新たに就くことになった者には、安全又は衛生のための教育を行わなければならないとされています。

事業者は、その事業場の業種が政令で定めるものに該当するときは、新たに職務につくことになった職長その他の作業中の労働者を直接指導または監督する者(作業主任者を除く)に対し、安全または衛生のための教育を行わなければならないとされています。



## 原徹顧問 神奈川労働局長安全衛生推進賞を受賞

7月7日に神奈川労働局横浜第二合同庁舎で開催された令和5年度神奈川労働局安全衛生表彰式にて、当協会の原徹（はら とおる）顧問が「安全衛生推進賞」を受賞されました。

本表彰は地域の中で長年にわたり安全衛生関係の業務に従事し、地域、団体または関係事業場の安全衛生水準の向上発展に多大な貢献をした個人に贈られるものです。

原顧問は平成23年から12年間にわたり当協会の事務局長として、会員事業場に対応する各種行事の企画、運営などに積極的に取り組まれました。その功績が認められたことは、当協会としても誇りであります。誠にありがとうございます。



## 特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習

7月24日から25日、9月12日から13日の各2日間（全2回）、カルッツかわさきにて「特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習」を川崎南支部、鶴見支部、横浜北支部および横須賀支部との共催で開催し、全2回で計154名の受講者が参加いたしました。

本講習は、労働安全衛生法第14条、同施行令第6条第18号に掲げる特定化学物質を製造し又は取扱う作業（試験研究のため取扱う作業を除く）の特定化学物質等作業主任者選任予定者及び第20号に掲げる四アルキル鉛等業務に係る作業の四アル

キル鉛等作業主任者選任予定者を対象にした講習です。

講師に星浩康氏、三上知治氏、権守直紀氏、齋藤晃彦氏と小笠原彩葉氏をお招きし、実務に則した分かりやすい講義をいただきました。



---

## 高所作業車特別講習

---

8月24日から25日の2日間、東急テクノシステム（株）会議室にて「高所作業車特別講習」を開催し25名が参加しました。

講師に建設業労働災害防止協会神奈川支部鶴見分会事務局長の薄井由夫氏をお招きし、高所作業車の運転に関する知識や高所作業車の作業に関する装置の構造、取扱の方法に関する知識などを講義いただきました。

「高所作業車」とは、高所における工事、点検、補修等の作業に使用される機械であって作業床および昇降装置その他の装置により構成され、当該作業床が昇降装置その他の装置により上昇、下降等をする設備を有する機械のうち、動力を用いて、

かつ、不特定の場所に自走できるものをいいます。

事業者は、作業床の高さが10m未満の高所作業車の運転業務に就かせる労働者に対し、特別教育の実施が義務付けられています。



---

## 安全管理者能力向上教育講習会

---

9月1日、カルッツかわさき会議室にて「安全管理者能力向上教育講習会」を開催し、18名の受講者が参加いたしました。

講習では、川崎北労働基準監督署安全衛生課の吉田雄二課長から「労働災害等の現状」「関係法令」「災害事例と防止対策」、労働安全コンサルタントの広瀬継義氏から「労働安全衛生法令」「最近における安全管理手法」「安全管理手法」等を講義いただき、各受講者は修了証の交付を受けました。

安全管理者能力向上教育とは、安衛法第19条の2に基づき、労働災害防止のための業務に従事す

る者に対する能力向上教育に関する指針が定められており、安全管理者に一定期間ごとに定期教育並びに機械設備に大幅な変更があったときに実施する随時教育を実施するよう努めなければなりません。



---

## 事務局だより

---

### 〔支部行事案内〕

#### ◎衛生実務担当者の役割と知識向上研修

- ・日時：11月30日（木）
- ・場所：高津市民館 第4会議室
- ・定員：50名（予定）

